

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月15日

【会社名】 株式会社関西アーバン銀行

【英訳名】 Kansai Urban Banking Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役会長兼頭取 橋本 和正

【本店の所在の場所】 大阪府中央区西心齋橋1丁目2番4号

【電話番号】 大阪(06)6281-7000(大代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 市岡 和人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋5丁目1番9号 銀泉新橋第2ビル2階
株式会社関西アーバン銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)6721-5156

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 東京事務所長 賀谷 寛

【縦覧に供する場所】 株式会社関西アーバン銀行びわこ営業部
(滋賀県大津市中央4丁目5番12号)
株式会社関西アーバン銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通松原下る五条烏丸町406番地)
株式会社関西アーバン銀行神戸支店
(兵庫県神戸市中央区御幸通7丁目1番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当行は、当行の親会社及び主要株主の異動に関して、2017年9月27日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第4号の規定に基づき臨時報告書を提出し、同年10月13日付及び同年11月14日付で同法第24条の5第5項に基づき当該臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、株式会社りそなホールディングスによる当行の普通株式(以下「当行普通株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が2018年2月14日に終了したことから、当該臨時報告書及び各臨時報告書の訂正報告書の記載事項の一部を訂正するため、同法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正内容】

訂正箇所は__を付して表示しております。

・本公開買付けによる主要株主の異動

1. 親会社の異動

(2) 当該異動の前後における当行の親会社の所有に係る当行の議決権の数及び当行の総株主等の議決権に対する割合(訂正前)

(親会社でなくなるもの)

株式会社三井住友銀行

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	363,711個(うち間接所有分2,614個)	49.71%(うち間接所有分0.35%)
異動後	未定	未定

(注1) 「総株主等の議決権に対する割合」は、2017年3月31日現在の発行済株式総数(普通株式73,791,891株、第一種優先株式73,000,000株の合計146,791,891株)から、議決権を有しない第一種優先株式数(73,000,000株)、単元未満株式数(339,591株)及び当行の所有する自己株式数(299,600株)を控除した73,152,700株に係る議決権の数(731,527個)を分母として計算しております。なお、自己株式については、上記299,600株のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。

(注2) 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を切り捨てて表示しております。

(注3) 本公開買付けにおいては、所有割合(注4)15.00%に相当する当行普通株式11,029,200株の取得を目的としており、買付予定数の上限を11,029,200株に設定していることから、本公開買付けの決済日の開始日における三井住友銀行の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合が本臨時報告書提出日現在確定しておりません。

(注4) 所有割合とは、当行が2017年7月28日に提出した第155期第1四半期報告書に記載された2017年7月28日現在の当行普通株式の発行済株式総数(73,791,891株)に、当行が2017年6月29日に提出した第154期有価証券報告書に記載された2017年5月31日現在の新株予約権(459個)から2017年6月29日に行使期間満了により消滅した新株予約権(96個)を控除した新株予約権(363個)の目的となる当行普通株式数(36,300株)を加算し当行が2017年7月28日に公表した「2018年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2017年6月30日現在当行が所有する当行普通株式に係る自己株式数(300,241株)を控除した株式数(73,527,950株)に対する割合(小数点以下第三位四捨五入)をいいます。なお、自己株式については、上記300,241株のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。(以下同じ。)

(訂正後)

(親会社でなくなるもの)

株式会社三井住友銀行

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	363,711個(うち間接所有分2,614個)	49.71%(うち間接所有分0.35%)
異動後	292,183個(うち間接所有分2,100個)	39.93%(うち間接所有分0.28%)

(注1) 「総株主等の議決権に対する割合」は、2017年9月30日現在の発行済株式総数（普通株式73,791,891株、第一種優先株式73,000,000株の合計146,791,891株）から、議決権を有しない第一種優先株式数（73,000,000株）、単元未満株式数（333,691株）及び当行の所有する自己株式数（300,700株）を控除した73,157,500株に係る議決権の数（731,575個）を分母として計算しております。なお、自己株式については、上記300,700株のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。

(注2) 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を切り捨てて表示しております。

・本公開買付けによる主要株主の異動

1. 親会社の異動

(3) 当該異動の理由及びその年月日

(訂正前)

異動の理由

三井住友銀行は、本公開買付けにおいて、三井住友銀行の保有する全ての当行普通株式11,029,200株につき、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。そのため、本公開買付けの結果、三井住友銀行が当行の親会社でなくなる可能性があります。本公開買付け後に三井住友銀行が当行の親会社である場合においても、本株式交換の効力発生日（平成30年4月1日予定）をもって、当行の親会社である三井住友銀行は、当行の親会社に該当しないこととなります。

異動の年月日

本公開買付けの決済の開始日に当該異動が生じる可能性があります。なお、本書提出日現在においては、本公開買付けの期間は、平成29年12月27日から平成30年2月14日まで(30営業日)とする予定であり、当該期間が終了した後遅滞なく決済が開始される予定です。

(訂正後)

異動の理由

りそなホールディングスからの報告によれば、本公開買付けにより、三井住友銀行がりそなホールディングスに譲渡する当行普通株式の数は7,101,400株、三井住友銀行の子会社がりそなホールディングスに譲渡する当行普通株式の数は合計51,400株であるとのことです。したがって、本公開買付けの決済が行われた場合、三井住友銀行は当行の親会社に該当しないこととなります。

異動の年月日

2018年2月20日（本公開買付けの決済の開始日）

・本公開買付けによる主要株主の異動

2. 主要株主の異動

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

(訂正前)

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	110,292個	15.07%

(注1) 上記「異動後」については、りそなホールディングスが、本公開買付けにより、本公開買付けの買付予定数の上限である11,029,200株を取得することを前提としております。

(注2) 「総株主等の議決権に対する割合」は、2017年3月31日現在の発行済株式総数（普通株式73,791,891株、第一種優先株式73,000,000株の合計146,791,891株）から、議決権を有しない第一種優先株式数（73,000,000株）、単元未満株式数（339,591株）及び当行の所有する自己株式数（299,600株）を控除した73,152,700株に係る議決権の数（731,527個）を分母として計算しております。なお、自己株式については、上記299,600株のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。

(注3) 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を切り捨てて表示しております。

(訂正後)

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	110,292個	15.07%

(注1) 上記「異動後」については、りそなホールディングスが、本公開買付けにより、本公開買付けの買付予定数の上限である11,029,200株を取得することを前提としております。

(注2) 「総株主等の議決権に対する割合」は、2017年9月30日現在の発行済株式総数（普通株式73,791,891株、第一種優先株式73,000,000株の合計146,791,891株）から、議決権を有しない第一種優先株式数（73,000,000株）、単元未満株式数（333,691株）及び当行の所有する自己株式数（300,700株）を控除した73,157,500株に係る議決権の数（731,575個）を分母として計算しております。なお、自己株式については、上記300,700株のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。

(注3) 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を切り捨てて表示しております。

・本公開買付けによる主要株主の異動

2. 主要株主の異動

(3) 当該異動の年月日

(訂正前)

本公開買付けの決済の開始日に当該異動が生じる予定です。なお、本臨時報告書提出日現在においては、本公開買付けの期間は、2017年12月27日から2018年2月14日まで(30営業日)とする予定であり、当該期間が終了した後遅滞なく決済が開始される予定です。

(訂正後)

2018年2月20日（本公開買付けの決済の開始日）

・本株式交換による異動

1. 親会社の異動

(1) 当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

(訂正前)

(前略)

(親会社でなくなるもの)

ア 三井住友銀行

名称	株式会社三井住友銀行
住所	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
代表者の氏名	頭取 高島 誠
資本金	1,770,996百万円（2017年3月31日現在）
事業の内容	銀行業

イ 三井住友フィナンシャルグループ

名称	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
住所	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
代表者の氏名	取締役兼執行役社長 國部 毅
資本金	2,337,895百万円（2017年3月31日現在）
事業の内容	銀行持株会社

(訂正後)

(前略)

(親会社でなくなるもの)

三井住友フィナンシャルグループ

名称	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
----	---------------------

住所 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
代表者の氏名 取締役兼執行役社長 國部 毅
資本金 2,337,895百万円(2017年3月31日現在)
事業の内容 銀行持株会社

・本株式交換による異動

1. 親会社の異動

(2) 当該異動の前後における当行の親会社の所有に係る当行の議決権の数及び当行の総株主等の議決権に対する割合
(訂正前)

(前略)

株式会社三井住友銀行

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	363,711個(うち間接所有分2,614個)	49.71%(うち間接所有分0.35%)
異動後	- 個	- %

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	440,022個(うち間接所有分440,022個)	60.15%(うち間接所有分60.15%)
異動後	- 個	- %

(注1) リソナホールディングスに係る「異動前」については、本公開買付けによる変動(前記「 」本公開買付けによる主要株主の異動)をご参照ください。)を考慮しております。

他方、三井住友銀行及び三井住友フィナンシャルグループに係る「異動前」については、本公開買付けによる変動を考慮しておりません。なお、三井住友銀行は、本公開買付けにおいて、三井住友銀行の保有する全ての当行普通株式36,109,772株につき、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。

(注2) 「総株主等の議決権に対する割合」は、2017年3月31日現在の発行済株式総数(普通株式73,791,891株、第一種優先株式73,000,000株の合計146,791,891株)から、議決権を有しない第一種優先株式数(73,000,000株)、単元未満株式数(339,591株)及び当行の所有する自己株式数(299,600株)を控除した73,152,700株に係る議決権の数(731,527個)を分母として計算しております。なお、自己株式については、上記299,600株のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。

(注3) 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を切り捨てて表示しております。

(訂正後)

(前略)

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	353,531個(うち間接所有分353,531個)	48.32%(うち間接所有分48.32%)
異動後	- 個	- %

(注1) リソナホールディングスに係る「異動前」については、本公開買付けによる変動(前記「 」本公開買付けによる主要株主の異動)をご参照ください。)を考慮しております。

また、三井住友フィナンシャルグループに係る「異動前」についても、本公開買付けによる変動を考慮しております。

(注2) 「総株主等の議決権に対する割合」は、2017年9月30日現在の発行済株式総数(普通株式73,791,891株、第一種優先株式73,000,000株の合計146,791,891株)から、議決権を有しない第一種優先株式数(73,000,000株)、単元未満株式数(333,691株)及び当行の所有する自己株式数(300,700株)を控除した73,157,500株に係る議決権の数(731,575個)を分母として計算しております。なお、自己株式については、上記300,700株のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。

(注3) 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を切り捨てて表示しております。

・本株式交換による異動

1. 親会社の異動

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

(訂正前)

本株式交換により、本持株会社は、本株式交換の効力発生日（2018年4月1日予定）をもって、当行の完全親会社となるため、当行の親会社に該当することとなります。また、りそなホールディングスは、本持株会社の議決権の51%程度を保有することを予定していることから、同日をもって、りそなホールディングスは当行の親会社に該当することとなります。

他方、同日をもって、当行の親会社である三井住友銀行及びその議決権の100%を所有する三井住友フィナンシャルグループは、いずれも当行の親会社でなくなります。

(訂正後)

本株式交換により、本持株会社は、本株式交換の効力発生日（2018年4月1日予定）をもって、当行の完全親会社となるため、当行の親会社に該当することとなります。また、りそなホールディングスは、本持株会社の議決権の51%程度を保有することを予定していることから、同日をもって、りそなホールディングスは当行の親会社に該当することとなります。

他方、同日をもって、当行の親会社である三井住友フィナンシャルグループは、当行の親会社でなくなります。

・本株式交換による異動

2. 主要株主の異動

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

(訂正前)

(前略)

株式会社三井住友銀行

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	363,711個（うち間接所有分2,614個）	49.71%（うち間接所有分0.35%）
異動後	- 個	- %

(注1) りそなホールディングスに係る「異動前」については、本公開買付けによる変動（前記「 。本公開買付けによる主要株主の異動」をご参照ください。）を考慮しております。

他方、三井住友銀行及び三井住友フィナンシャルグループに係る「異動前」については、本公開買付けによる変動を考慮しておりません。なお、三井住友銀行は、本公開買付けにおいて、三井住友銀行の保有する全ての当行普通株式36,109,772株につき、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。

(注2) 「総株主等の議決権に対する割合」は、2017年3月31日現在の発行済株式総数（普通株式73,791,891株、第一種優先株式73,000,000株の合計146,791,891株）から、議決権を有しない第一種優先株式数（73,000,000株）、単元未満株式数（339,591株）及び当行の所有する自己株式数（299,600株）を控除した73,152,700株に係る議決権の数（731,527個）を分母として計算しております。なお、自己株式については、上記299,600株のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。

(注3) 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を切り捨てて表示しております。

(訂正後)

(前略)

株式会社三井住友銀行

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	292,183個（うち間接所有分2,100個）	39.93%（うち間接所有分0.28%）
異動後	- 個	- %

- (注1) リソナホールディングスに係る「異動前」については、本公開買付けによる変動（前記「 」本公開買付けによる主要株主の異動）をご参照ください。）を考慮しております。
また、三井住友銀行に係る「異動前」についても、本公開買付けによる変動を考慮しております。
- (注2) 「総株主等の議決権に対する割合」は、2017年9月30日現在の発行済株式総数（普通株式73,791,891株、第一種優先株式73,000,000株の合計146,791,891株）から、議決権を有しない第一種優先株式数（73,000,000株）、単元未満株式数（333,691株）及び当行の所有する自己株式数（300,700株）を控除した73,157,500株に係る議決権の数（731,575個）を分母として計算しております。なお、自己株式については、上記300,700株のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。
- (注3) 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を切り捨てて表示しております。

以 上